別　記

契　約　条　項

（契約保証金の納付）

第１条　乙は、契約の締結と同時に、契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

（納品、検査等）

第２条　乙は、この契約に定める物品（以下「目的物」という。）を納入しようとするときは、甲に通知して検査を受けなければならない。

２　検査のため納入された目的物を損耗したとき又は検査に当たり経費を要するときは、その費用は乙の負担とする。ただし、費用を要する原因が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲の負担とする。

３　検査の結果不合格となった場合は、乙は、自己の負担でその目的物を引き取るとともに、甲から代品の納入を指示されたときは、速やかに代品を納入して前２項の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

４　甲は、検査に合格したと認めたときは、その旨を通知し、乙は目的物を甲に引き渡すものとし、所有権は引き渡したときに乙から甲に移転するものとする。

（代金の支払い）

第３条　乙は、原則として１ヵ月ごとにその月に甲に引き渡した目的物の数量を取りまとめ、その翌月以降において、甲に対し、甲の指示する書式の請求書によりその代金の支払いを請求するものとする。

２　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に甲の定める方法により代金を支払うものとする。

（債権の譲渡等の制限）

第４条　乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（危険負担）

第５条　目的物の引き渡し前に生じた損害その他目的物の売買に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲の負担とする。

（かし担保責任）

第６条　甲は、目的物の引き渡しを受けた後この契約期間内に、その引き渡し前における原因による目的物の損傷、品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵を発見したときは、乙に対し代金の納入、瑕疵の補修又は代金の減額を請求することができるものとし、乙は、これを拒むことができない。

２　前項の規定による請求は、甲が損害賠償の請求をすることを妨げない。

（履行遅滞の責任）

第７条　乙は、納入期限までに目的物を納入することができない場合で甲が納入期限経過後の納入を認めたときは、遅延日数１日につき遅滞数量に対する代金相当額の1,000分の１の割合で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（解除権）

第８条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、将来に向かって契約を解除することができる。

（１）乙が納入期限までに目的物を納入することができない状態を繰り返したとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

（３）目的物の瑕疵を２回以上発見したとき。

（４）乙が契約の履行能力を喪失したとき。

（５）乙が契約の解除を申し出たとき。

（６）乙が不当に価格をセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって連合、その他不正行為をしたとき

２　甲は、前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、将来に向かって契約を解除することができる。

（１）その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（４）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

（６）下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

３　甲は、前２項に定める場合のほか、目的物を必要としなくなった場合その他この契約を継続することが困難となった場合は、将来に向かって契約を解除することができる。

（契約保証金の返還等）

第９条　乙は、契約保証金を納付した場合であって、目的物を引き渡したとき、又は第８条の規定により契約が解除されたときは、甲に対して請求書により、その還付を請求するものとする。

２　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

３　第８条第１項の定めにより契約が解除され、若しくは打ち切られたとき、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（契約外の事項）

第10条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。この場合において、協議が整わないときは、甲の定めるところによる。